

社会福祉法人樹心会 役員等報酬規程

(定 義)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用は、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員等は、社会福祉法人樹心会定款第8条及び定款第21条に定めるとおり基本的に無報酬とする。

(公 表)

第3条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、令和 2年 6月27日から施行する。